

この小冊子を手に取った方は、  
中途養育者とその家族が  
暮らしやすい社会になるよう  
少しだけ力を貸してください。



「中途養育者」とは、親の離別や死別等で子育てを引き継いだ親族、ステップファミリー（子連れ再婚による継親）、里親、養子縁組等、なんらかの理由により子育てに中途から関わることとなった養育者の方々のことです。

親のいない子を養育する乳児院や児童養護施設で働く方々、ファミリーホーム、子育て応援隊等、児童養育、保育の仕事をされている方、LGBT（Lesbian, Gay, Bisexuality, Transgender）のカップルによる子育ても、「中途養育」に携わっていると考えています。

多くの中途養育者は血の繋がりのない難しい子育てに取り組んでいますが、その大変さは社会的に認識されず、むしろ心ない偏見によって居場所がなくなり、そのことが子どもの発達に影響を与えています。

孤独な養育を強いられている中途養育全体を応援することは、その元で生活している子どもの成長をサポートすることに繋がります。（詳しくは中面参照）

## 中途養育者サポートネット

<http://cysupport.net/>

Facebookページ

<https://www.facebook.com/cysupport/>



企画・発行 A-Step（エーステップ）

<http://astep3.org/>

<登録先> 足立区NPO活動支援センター内

〒123-0851 東京都足立区梅田7-13-1

☎080-5008-2133（町田）



支援金：100円（頒布価格）

この冊子は足立区公益活動げんき応援助成金を受けて作成しました

親族養育家庭

子連れ再婚家庭（ステップファミリー）

養子縁組家庭

里親等養育家庭

乳児院・児童養護施設等で働く方々

その他 実子以外の子の養育・子育てに携わる方々

# 子どもの 養育者が 交替するとき



中途養育者を支援する必要性について

発行 / A-Step 編集協力 / 足立区

# 家族のかたちはいろいろ

今、家族の形態は既に核家族化を超え、夫婦家族、一人親家族、そして一人暮らしが増えています。

一方で、新しい混合型、再配合型の家族が登場し、その問題が浮上しつつあります。



平均的な結婚年齢よりも後の結婚、同性カップルの世帯、さらに同性カップルで子育てをする世帯など、現代には多様な形態の家族が存在しています。



ほかにも、里親・養親家庭や、子連れのパートナーの子を代替養育する継親など、

実子ではない子どもを養育する多様な形態の家族があります。



四組に一組が再婚の時代  
(その内、子連れ再婚は何組？)



一年の婚姻件数66万  
内一方または両方が再婚 = 17万



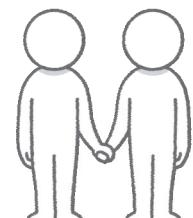
一年の離婚件数23万  
親権を行わなければいけない子13万  
※親権を行わなければならない子とは、  
20歳未満の未婚の子  
平成25年人口動態統計（厚生労働省）より



ひとり親世帯は全国145万世帯  
平成23年全国母子世帯等調査

世間では一般に

「ふつうの家族」 = 「両親とその（血のつながった）子」  
というイメージが強く、それ以外の家族形態は、  
無視されたり、偏見の目で見られたりしがちです。  
そのため、定形外の家族は「ふつうの家族」を装い、  
結果的にストレスを溜めている場合があります。



# 中途養育という概念について

多くの方はあまり耳慣れていないかもしれません、  
「中途養育」という概念が何故必要なのか、考えてみましょう。

国連による「児童の代替的養護に関する指針」を日本は2008年に採択しています。その中で、大半の国々で実親の養育を受けていない子どもが、親戚やその他の人々から**非公式に養育を受けている**ことを認識し、子どもの権利と最善の利益に反せず、子どもの福祉と保護を確保し、養育の適切な条件が満たされるよう支援するべきとしています。

厚生労働省 | 児童の代替的養護に関する指針より



児童の代替的養護（養育者が交替する際の所属・立ち位置）にはどのようなものがあるの？

## 社会的養護（公式な代替的養護）

- ・乳児院・児童養護施設等による施設養育
- ・里親・ファミリーホームによる家庭的養育

## 非公式な養育

- ・片親・若しくは両親の損失によって生じる親族の代替養育
- ・死別や離婚後、再婚等による新しい親子関係（ステップファミリー）
- ・養子縁組等による養育

※ 里親制度の中には親族里親・養子縁組里親がありますが、多くは認定を受けることが叶わず、非公式な養育に留まっています。

養育者が交替する際、社会的養護と認められた養育の専門家と、非公式な者が携わる際に「養育に差が生じる可能性」が見過ごされたままなら、それは子どもの権利からみても社会的な不平等につながっていると考えられます。

「中途からの養育者」という共通項で、それぞれの立ち位置により分断されている養育スキル等サポートの枠組みを共有することが出来れば、各分野での研究や実践を繋ぐことが可能となり、結果的に子どもの権利が守られるはずです。

1950年代、ジョン・ボウルビイがWHO（世界保健機構）の要請により「家庭のない子どもは何を必要としているか」について、ヨーロッパ諸国とアメリカ合衆国における調査研究を行いました。

（日本においては「乳幼児の精神衛生」という邦題で出版されました）

ボウルビイ自身はその後「アタッチメント（愛着）理論」を提唱し、その理論は今でも多くの方に支持されています。

一方で「アタッチメント（愛着）形成期に養育者が交替」した場合におこる様々な課題について、国内で議論される機会は殆どありませんでした。

これは交替する養育者の所属（立ち位置）によって、議論が分断されてしまっているからだと思われます。

養育の立ち位置として公的なネットワークを持たない「非公式な養育者は、困難な養育を「自助努力」で行わざるを得ないのですが、そこには社会的偏見や多くの困難があることが一般に見過ごされたまま、現代に至っているのです。

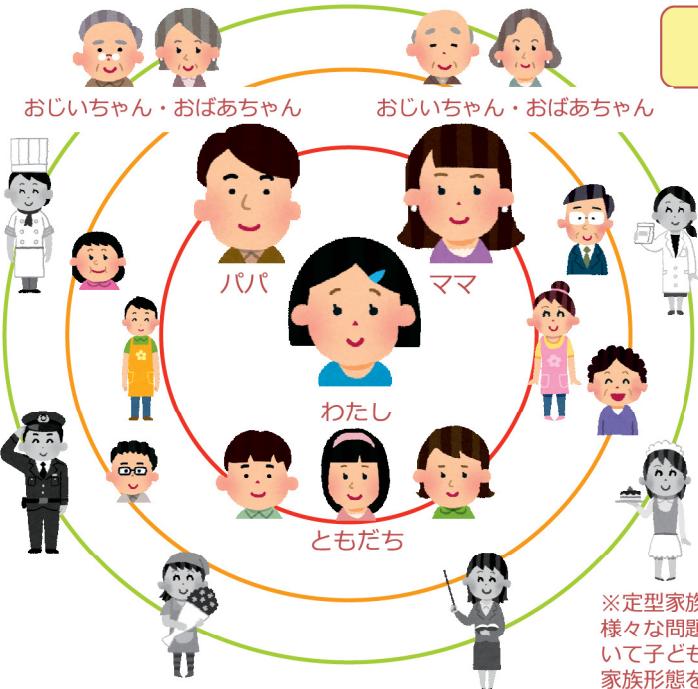
## 中途養育者支援は子どもの権利を守る上で重要



参考：里親家庭・ステップファミリー・施設で暮らす子どもの回復・自立へのアプローチ  
中途養育の支援の基本と子どもの理解  
津崎哲郎 著 明石書店

※「中途養育」は津崎哲郎氏が提唱している概念です

# 子どもの気持ちになって



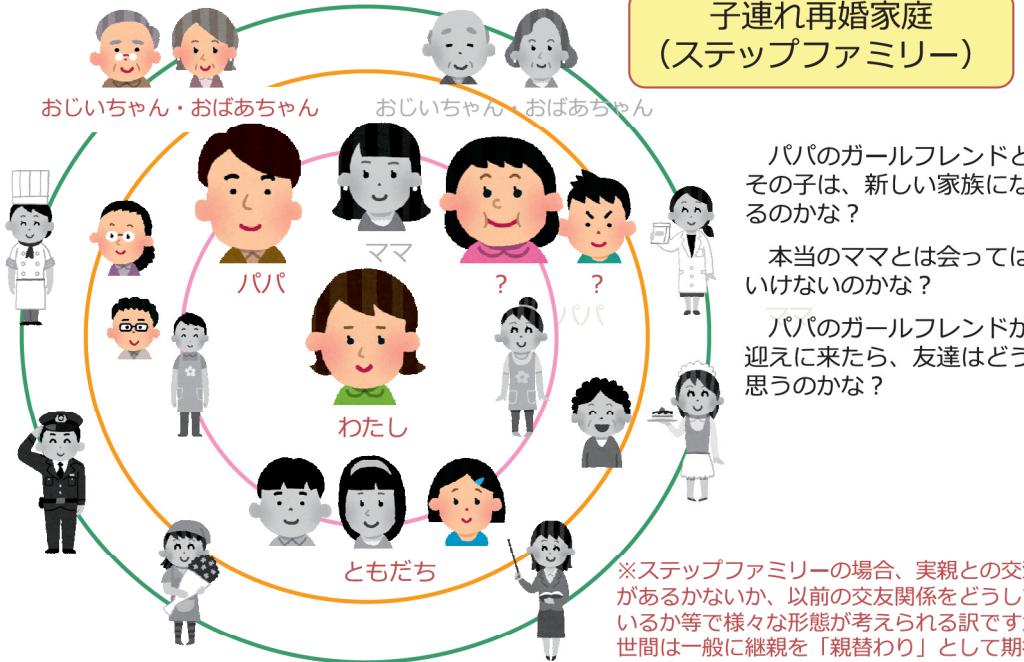
## ひとり親家庭

パパとは時々会っているのかな?  
ママはいつも忙しいのかな?  
一緒に過ごせている?  
おじいちゃん、おばあちゃんと過ごすことが多いのかな?  
一人きりの時間は長くない?

※多くのひとり親は経済的にも大変な中で一生懸命頑張っています。  
子どもはそれを知っていて、色々なことを誰にも相談出来ずに我慢している場合があります。

※すべてイメージであり  
実例ではありません

# 考えてみよう



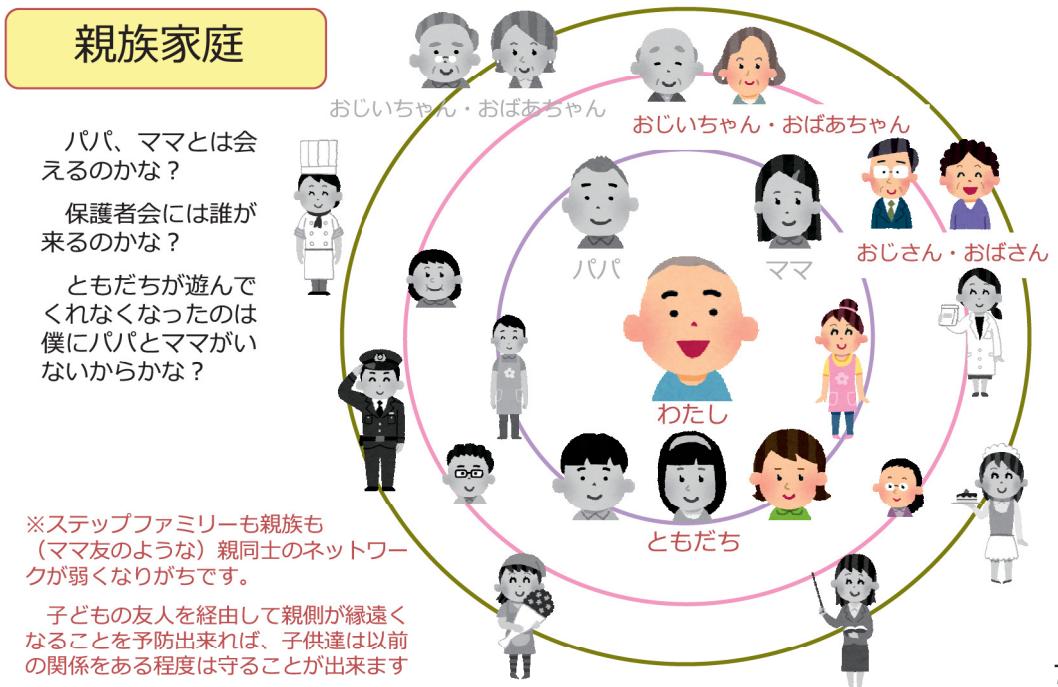
## 親族家庭

パパ、ママとは会えるのかな?  
保護者会には誰が来るのかな?  
ともだちが遊んでくれなくなったのは僕にパパとママがないからかな?

※ステップファミリーも親族も(ママ友のような)親同士のネットワークが弱くなりがちです。

子どもの友人を経由して親側が縁遠くなることを予防出来れば、子供達は以前の関係をある程度は守ることが出来ます

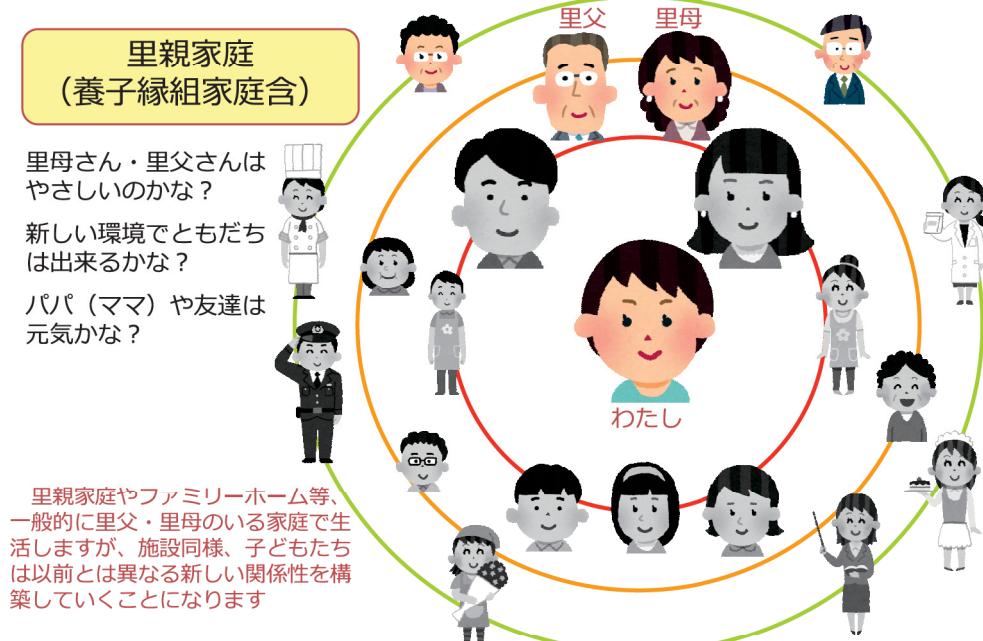
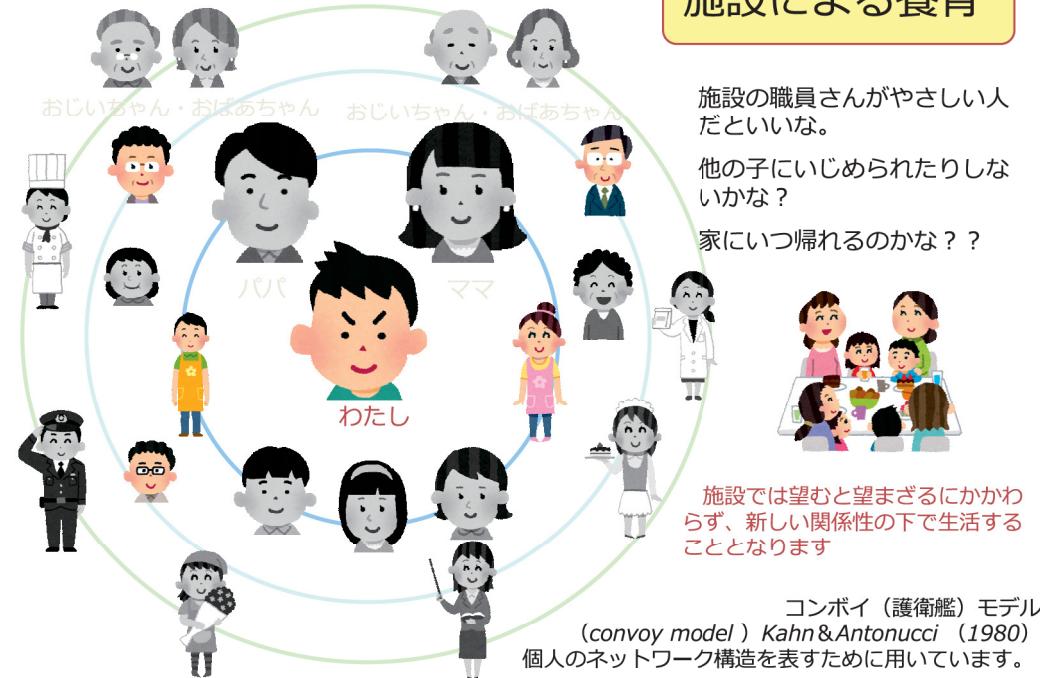
コンボイ（護衛艦）モデル  
(convoy model ) Kahn & Antonucci (1980)  
個人のネットワーク構造を表すために用いられています



# 子どもの気持ちになって考えてみよう

※すべてイメージであり  
実例ではありません

## 施設による養育



# 養育者の気持ちになって考えてみよう

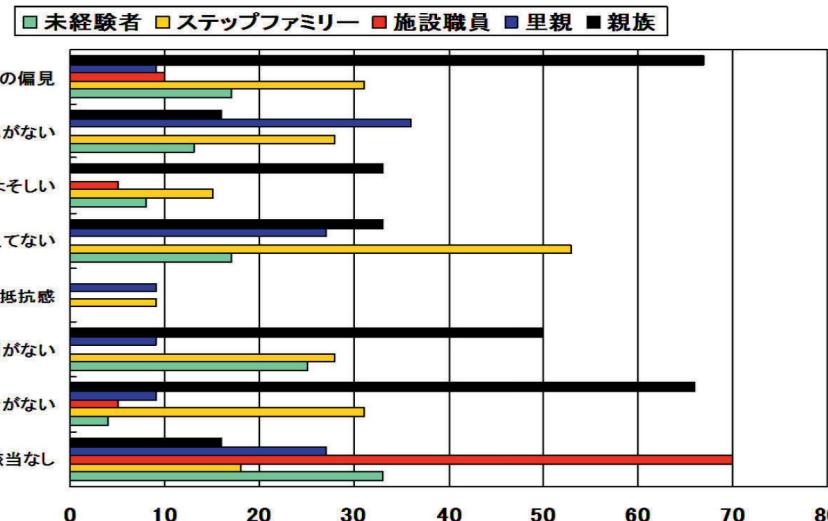
自分で産んだんだから、  
なんでもやらないとね？

頑張るの当たり前！！  
だって親だもの。

判っていて結婚したんでしょう？  
好きでやってるんだよね？

# 中途養育者支援が必要な理由

ステップファミリーの半数以上は  
「実子ではない」ことを伝えていない



「実子以外の子育てにかかわることについての意識調査」アンケートより（2015 町田）

アンケート調査でステップファミリー群における「実子でないことを伝えていない」率が過半数を超えていたことがわかりました。

伝えていない理由として「子どもがいじめられていたため」「偏見に晒されたくない」など様々な「社会的偏見」に基く要因が占めていました。

「実子でない事を知られないため転校」するケースもありました。

里親、親族群でも、3割近くの人が実子でないことを伝えておらず、そこには「実子でないと伝え難い」社会の存在があるように思われます。

(回答件数が5件と少ないので一概には言えませんが) 親族群からは「地域の偏見」「支援機関がない」「NPOや当事者会がない」という「社会的資源」のない現状も垣間見られます。

その特殊な立ち位置から養育者が地域的な繋がりに困難を感じているとしたら、子どもの社会参加や発達にも多かれ少なかれ影響を与える可能性を考慮し、中途養育者を支援する仕組みを構築する必要があるでしょう。

※詳細は 中途養育者サポートネット ホームページ/中途養育の困難について/アンケート調査

「実子以外の子育て」のストレスについてのアンケートを、テキストマイニング（IBMのSPSS 自由記述式回答をカテゴリ化して、定量的な分析や評価を可能にするツール）を使って分析しました。

● **中途養育未経験者**は一つのはっきりとした傾向があり、「母」と「子」と「社会」の相関があり、「父」やその他の「家族」が抽出されない点でした。「実子である」とこと、「血が繋がっていること」を重視している傾向も見受けられました。実子以外の子育てに関する考え方非常にシンプルで、それが多くの固定概念の元となっていることも示唆していました。

● **施設職員等の職業的養育群**においては「子ども」と「子どもが持つ養育困難」要因としての「実親」の関係性となりました。困難要因の概念マップとしては複雑ではありませんが、愛着障害など「子ども自身が抱える問題」に職員自身が対応しきれない現状がストレス要因として高くなっている他、施設養育の仕組みに関するストレス（養育方針が変わるなど）も挙がっていました。

● **里親群**はその「自ら望んで養育者になった」部分からも読み取れるように「何をしたらいいか」という積極性が文脈にあります。「実親」の存在、つまり親権者ではない「弱み」としての感情は、その立ち位置からも特徴的であると思われました。

● **親族群**はその回答数が少ないので傾向は定かではありませんが、今回の調査の範囲では「問題はない」としている人が多いことはひとつの特徴のように思われます。その文節から導かれるキーワードの少なさと、困難として抽出される量の多さに矛盾があり、「恥」「決意」「責任」などのキーワードからは、里親群とは逆の「望んだ訳ではないが止むを得ず」養育に関するものとしての決意が「困難を表明すること自体を自主規制」せざるを得ないようにも感じられました。

● また、未経験者以外の以上の形態からは「実子」「血の繋がり」は、ストレス要因のキーワードとして出てきませんでした。

● 唯一**ステップファミリー**においては「実子との関係」がありました。これは実子ではないこと（子ども自身に関するもの）と、継子と（自分の実子）との関係、さらには継子とその実親との関係性に起因する部分です。その他「甘やかし」「可哀想」「生理的」「罪悪感」などの多数のキーワードを生んでいます。ステップファミリー群においては、「子ども」「実親」「家族」「社会的関係」「祖母（義母）」等の他、抽出される文節は多義にわたっており、枝葉の傾向は定まりませんでした。これはステップファミリーそれぞれが、異なる困難を抱えているためであり、この複雑性は支援の難しさを示す部分でもあり、当事者間においても相互理解が難しいことを表しているといえるでしょう。



# 日本特有の状況

日本では婚姻中においてのみ父母の共同親権が定められていて、夫婦が離婚した場合には親権は、単独親権（どちらか一方のみ）になります。（民法第818条第3項）このため、子供の親権を巡って争う際に、特有の問題が生じます。

別れた親や親族との関係って



平成24年から離婚の際に「別れた親子の面会と交流」（面会交流）及び「子の監護に要する費用の分担」（養育費の分担）が明示されるとともに、子の監護について必要な事項を定めるに当たっては子の利益を最も優先して考慮しなければならないことになっています。  
（民法第766条）

子の利益の観点から、離婚後も、離れて暮らす親と子との間で適切な面会交流が行われることと相当額の養育費が継続して支払われることが重要です。



しかし、離婚をするときにこれらの決めをしている人はごくわずかである

多くの子供たちが別れた親（及びその親族）と会うことが叶わず、養育費の支払もされないまま、生活を送らざるを得ない現状があります。

実際には離婚親同士で公正な養育のルールが作られない中、「今の子ども」を放つておけなくて、親族や継親は養育に関わることになります。

親権を持った親が再婚した場合、再婚相手に扶養義務が自動的に移動する訳ではないことにも注意が必要です。再婚を理由に面会交流を中断させたり、養育費の支払いを止めていい訳ではないのですが…

# 中途養育者に対する社会の状況

中途養育者は本来の養育者に替わって子育てに携わる人たちであり、その行動は向社会的といつて良いでしょう。

しかし「中途で養育を交替した人々」は、テレビや新聞などで「虐待事件」として頻繁に取り上げられています。

これはいったい、どういうことなのでしょう？



継母や継父（同居の男）等による虐待事件は実親の加害による事件以上に「人気のニュース」となりがちです。

施設職員や里親による虐待は「あってはならないこと」として、話題となります。

「シンデレラ」などに代表される「継子いじめ」の寓話や昔話が世界中にあるように「実の子じゃないから愛せない」等の結論として、受け入れやすいかもしれません。



これは、中途養育者を孤立させ「不適切な子育てをしかねない者」として追い詰めることに繋がっています。

実親からのネグレクトや精神的負担も含めた「虐待」を、人知れず未然に防いでいる中途養育者に対して、疑いの目で見ることや、孤立した子育てに手を差し伸べない隣人も、虐待に加担していることになりはしないでしょうか。

多くの人が中途養育を「難しい子育て」としてイメージしているしかし、手を差し伸べることには躊躇しがちである



ステップファミリーや親族養育などの非公式な養育者は、現状では中途養育に関わる研修や教育を受ける機会が全くありません。

子育てに行き詰った際に、相談窓口で色眼鏡で見られるのはつらいものです。この現状を少しでも緩和していくために、みなさんが中途養育者に接する際の温かいまなざしとはげましの言葉が必要です。

おせっかいと躊躇せず、声をかけてあげてください。

# 必要とされるサポート

## カウンセリング等の心理的サポート

※先ず、支援者が中途養育者に關して理解することが先



## 中途養育者専用の相談窓口

※現状、存在しません



## 学校や行政等に中途養育の理解を深める活動

## 中途からの養育に特化した研修や学習の機会

※地域の有志の力が必要です



## 社会に中途養育という概念を広め、問題意識を持ってもらう活動

## 当事者・支援者による情報交換の場

※地域にカミングアウトしていない現状で当事者が集まれる工夫が必要



## 地域の理解を深めるための啓発活動

※この冊子もそうです



## 子育て給付などの経済的サポート

※子供に格差が出ない平等な支援が必要

中途で養育者が交代した子どもは、周囲から「かわいそうな子」というレッテルを貼られ、そのために自己評価を下げてしまいかがちです。

「かわいそう」で終わらせる前に、周囲は出来ることをするべきです。みんなが関心をもって協力しあえば、今まで何のサポートもなかった「非公式な養育」への支援が動き出すはずです。

## 足立区の相談先一覧

### 子育て相談

こども支援センターげんき  
こども家庭支援課  
TEL 3852-3535  
足立児童相談所 TEL 3854-1181  
児童相談所全国共通ダイアル 189番

### 家庭の悩み、生活の悩みなど

足立福祉事務所  
中部第一福祉課 TEL 3880-5875  
中部第二福祉課 TEL 3880-5419  
千住福祉課 TEL 3888-3141  
東部福祉課 TEL 3605-7105  
西部福祉課 TEL 3897-5011  
北部福祉課 TEL 3883-6800  
くらしとしごとの相談センター TEL 3880-5705

### 発達に不安のあるとき

足立保健所  
中央本町地域・保健総合支援課 TEL 3880-5351  
竹の塚保健センター TEL 3855-5082  
江北保健センター TEL 3896-4004  
千住保健センター TEL 3888-4277  
東部保健センター TEL 3606-4171  
障がい福祉センター「あしと」  
発達支援係 TEL 5681-0134  
社会福祉法人からしだね  
子ども相談支援センター  
TEL 3848-1197  
うめだ・あけぼの学園  
TEL 3848-1190

### ひとり親家庭等の支援

親子支援課 親子支援係  
TEL 3880-5883

### 民生委員・児童委員・主任児童委員

福祉管理課民生係  
TEL 3880-5870

### 暴力があったら

足立区男女参画プラザ女性相談(DV相談)  
TEL 3880-5223  
東京都女性相談センター  
TEL 5261-3110  
東京ウイメンズプラザ  
TEL 5467-2455  
警視庁総合相談センター  
TEL #9110

### どこに相談していいかわからないとき

お問い合わせコールあだち  
TEL 3880-0039

地域には上記以外にも様々な養育についての相談や支援機関がありますが、現状、中途養育全般についての相談先は存在していませんので、様々な角度から情報にアクセスすることをおすすめします。

インターネットやスマートフォンの普及により、様々な情報が手軽に入手出来るようになった反面、欲していた訳ではなかった心無いメッセージを受け取る機会も増えているかと思いますが、どうか諦めずに、支援を探ってください。